

第62期定時株主総会招集ご通知添付書類

# 報 告 書

第 62 期

(平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告  
株 主 参 考 資 料  
株 主 参 考 資 料



**トミタ電機株式会社**

# (第62期定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 事業報告

(平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国が緩やかな景気回復へと向かう反面、ユーロ圏での経済活動の低迷が長期化し、中国の情勢不安ならびに経済減速、さらに、堅調だった新興諸国の経済成長の鈍化など、総じて厳しい状況で推移いたしました。

一方、わが国経済におきましては、デフレ経済下での政治混乱が続くなか、災害復興に向けて緩やかな回復基調となったものの、歴史的円高や海外市場減速により輸出が伸び悩み、厳しい経済環境が続きました。年度終盤に入り、為替が円安に向かい国内株式市場も持ち直すなど、日本企業の経営環境改善に向けた変化が見られるようになりました。

当電子部品業界におきましては、スマートフォン、車載関連向けは比較的好調に推移いたしました。液晶テレビ等のデジタル家電、ならびにパソコンなどの販売不振により、全体としては低調で年央以降、一段と低迷した状況となりました。

このような市場環境のなかで当社グループは、小型フェライトコアならびにコイル・トランス製品を中心とした拡販活動を国内外で積極的に展開いたしました。また、特に中国子会社の徹底した製造原価ならびに経費削減をはかり、経営変革、経営改善に努めました。

その結果、当連結会計年度の売上高は14億2千2百万円（前連結会計年度比5.4%減）となりました。内訳といたしましては、コイル・トランス販売は、海外市場向けならびに車載向けともに堅調に推移いたしました。フェライトコア販売は、車載、産業機器向けは比較的順調でしたが、それ以外の分野は景気減速の影響を受け、国内外ともに伸び悩んだため、売上全体としては前年を下回りました。損益面につきましては、営業損失

は3千万円（前連結会計年度は1億9千8百万円の営業損失）、経常利益は為替差益の発生により1億1千3百万円（前連結会計年度は2億4千万円の経常損失）となりました。当期純利益は1億8百万円（前連結会計年度は3億7千2百万円の当期純損失）となりました。

部門別の販売状況は、次のとおりであります。

企業集団の部門別販売状況

（単位：千円）

区 分	第60期 (平成23年1月期)	第61期 (平成24年1月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成25年1月期)
電 子 材 料	1,132,817	1,070,341	954,819
電 子 部 品	451,167	377,794	410,119
そ の 他	18,485	4,546	4,034
電子材料事業合計	1,602,470	1,452,682	1,368,972
不 動 産 賃 貸	—	51,580	53,811
総 合 計	1,602,470	1,504,263	1,422,784

(注)「不動産賃貸」は、当連結会計年度から当社主要事業の一つに位置付けたため、部門別販売状況に記載しております。これに伴い第61期については遡及処理後の数値を記載しております。

なお、配当につきましては、当期純利益は計上いたしましたのですが、主な要因が年度後半における為替変動によるもので、一時的な評価益という側面が強いことから、無配とさせていただくことといたします。早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1千8百万円で、その主なものは当社グループのフェライトコア設備増強および中国連結子会社の生産管理システム導入によるものであります。

なお、当連結会計年度の設備投資は全額自己資金によってまかなっております。

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 59 期 (平成22年1月期)	第 60 期 (平成23年1月期)	第 61 期 (平成24年1月期)	第 62 期 (当連結会計年度) (平成25年1月期)
売 上 高(千円)	1,322,588	1,602,470	1,504,263	1,422,784
当期純利益又は当期 純 損 失 ( △ ) (千円)	△928,805	△433,107	△372,210	108,913
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	△140円60銭	△65円58銭	△56円37銭	16円50銭
総 資 産(千円)	5,318,983	4,785,922	4,274,367	4,383,912
純 資 産(千円)	4,162,523	3,828,157	3,441,894	3,555,420
1株当たり純資産額	618円81銭	569円76銭	519円47銭	538円69銭

(注) 従来、営業外収益に計上しておりました「不動産賃貸収入」については、当連結会計年度より「売上高」に含めて表示しております。これに伴い第61期については、遡及処理後の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TOMITA FERRITE LTD.	1億5千1百36万香港ドル	100.0%	電子材料の輸出入販売
TOMITA ELECTRONICS (ZHUHAI)LTD.	2百万香港ドル	100.0%	—
珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司	9百20万米ドル	100.0%	電 子 材 料 の 製 造 お よ び 輸 入 出 販 売

(注) 珠海富田電子有限公司に対する当社の議決権比率は、間接所有によるものであり、TOMITA FERRITE LTD. が100.0%を所有しております。

なお、TOMITA FERRITE LTD. は、平成24年3月三亜洋行有限公司および誠意行から株式の追加取得に係る譲受手続を完了し、珠海富田電子有限公司に対する議決権比率は94.57%から100.0%となり、完全子会社としました。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、米国経済は雇用や住宅問題の改善に伴い回復傾向が続く反面、欧州経済は債務危機からの景気回復にかなりの時間を要するものと懸念されます。また、中国やインドを中心とした新興国は、一時的な減速から徐々に持ち直して、伸び率は鈍化するものの高水準の経済成長を実現するものと予想されます。

日本国内においては、政府主導による経済対策や金融政策ならびに為替の円安を受けて、景気が緩やかに回復することが期待されております。

このような事業環境のなかで、産業機器、車載関連、省エネ、環境分野を中心に国内外市場での新規開拓に注力し、積極的な営業活動を展開することで販売拡大をはかりながら、海外生産工場の継続的な変革を実施し、効率的な生産販売体制の構築による利益重視の体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成25年1月31日現在）

当社グループは、磁性材料を主体とした電子材料および電子部品の製造販売を主な事業としております。

なお、当社は電子部品材料製品の中国生産移管を全面的に推進したことから、当連結会計年度より国内不動産の賃貸事業を主要な事業の一つに追加しております。

(6) 主要な営業所および工場等（平成25年1月31日現在）

区 分	所 在 地
本 社 工 場	鳥取県鳥取市
不 動 産 賃 貸 店 舗	鳥取県鳥取市
営 業 所	東京（東京都大田区）・大阪（大阪府大阪市）
TOMITA FERRITE LTD.	香港
TOMITA ELECTRONICS (ZHUHAI) LTD.	香港
珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司	中国広東省

(7) 使用人の状況（平成25年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
450名	△17名

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
59名	0名	44.1歳	20.1年

(注) 1. 社外への出向者2名を含めておりません。  
2. 使用人数は就業人員であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,169,793株
- ③ 株主数 457名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
プランニングカミヤ株式会社	1,294千株	19.60%
神谷哲郎	748千株	11.34%
ソシエテ ジエネラル エヌアールエイ エヌオーデイトイ	650千株	9.84%
米村震之助	444千株	6.72%
上田満	338千株	5.12%
株式会社山陰合同銀行	233千株	3.53%
神谷幸之助	195千株	2.95%
エスアイエツクス エスアイエス エルティーデー	175千株	2.65%
梶川融	164千株	2.48%
津田鉄也	134千株	2.03%

（注）持株比率は自己株式（1,569,676株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年1月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成25年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	神谷哲郎	TOMITA FERRITE LTD. 取締役 TOMITA ELECTRONICS (ZHUHAI) LTD. 取締役 プランニングカミヤ株式会社代表取締役
取締役	太田寛	管理本部長 珠海富田電子有限公司董事長
取締役	白間広章	総合技術部長 珠海富田電子有限公司副董事長
常勤監査役	神谷陽一郎	珠海富田電子有限公司監事
監査役	大田原俊輔	弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士
監査役	山本庄英	株式会社アピオン専務取締役 山本印刷株式会社取締役 中部都市企画株式会社代表取締役

(注) 1. 監査役大田原俊輔氏および山本庄英氏は、社外監査役であります。

2. 当社は、大田原俊輔氏および山本庄英氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役  
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	3名	260万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	700万円 (300万円)
合計	6名	330万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記支給額のほか、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与を500万円支払っております。



2. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額110万円（取締役3名分100万円、監査役3名分82万円（うち社外監査役2名分30万円））が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成8年4月25日開催の第45期定時株主総会において年額110万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年4月28日開催の第43期定時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 監査役大田原俊輔氏は、弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士であります。なお、当社と同弁護士法人の間には特別な関係はありません。

また、監査役山本庄英氏は、株式会社アピオンの専務取締役および山本印刷株式会社の取締役ならびに中部都市企画株式会社の代表取締役であります。なお、当社とこれら法人の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 大田原 俊 輔	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会8回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と経験による法律面から取締役会ならびに監査役会で適宜質問し、必要な発言を行っております。
監査役 山 本 庄 英	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会8回全てに出席いたしました。複数企業の経営に関与しており、豊富な知識と経験から取締役会ならびに監査役会で適宜質問し、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役の大田原俊輔氏および山本庄英氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

- (注) 1. 当社海外子会社3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年6月16日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について決議し、平成21年4月27日および平成22年1月22日開催の取締役会において下記のとおり改定の決議をいたしました。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役においては、取締役会規程の付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

使用人については、社内規程に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとる。

コンプライアンス体制の強化をはかるため、内部通報受入窓口を設け、法令、定款および社内規程に関する通報および相談への対応を行う。

内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の職務執行状況を把握し、法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを監査し、代表取締役に報告する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録も含む）については、法令および文書取扱規程に従い保存・管理する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の執行に係るリスクについては、リスク管理規程に従い、管理を行う。

リスクの管理方法等については、適宜見直しを行うこととする。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、開催にあたっては事前に議題に関する十分な資料を可能な限り、全員に配付される体制をとる。

取締役の機能を強化し経営の効率を向上させるため、部門責任者以上による生産・販売会議を隔月に開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る問題解決と意思決定を確実なものとする。

### ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体制を明確にする。

子会社および関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行う。

当社および子会社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価および改善等を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとし、その人事等については、取締役会と監査役会が協議のうえ決定する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助使用人が監査役補助職務を遂行する場合は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その職務遂行に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの使用人の人事異動、懲戒処分については監査役会と協議のうえ取締役会が決定する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社グループに著しい損害をおよぼす事実や違法・不正行為を発見したとき、またはそれらが発生するおそれがあるとき、監査役に対して、当該事項に関する内容を速やかに報告しなければならない。

監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する。

代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本的な方針とする。

管理本部総務課を反社会的勢力に対する統括部門と定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携して情報の収集・管理を行い、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,992,087</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>193,504</b>
現金及び預金	961,849	支払手形及び買掛金	83,855
受取手形及び売掛金	356,622	未払法人税等	10,100
商品及び製品	184,960	未払費用	65,255
仕掛品	168,110	賞与引当金	5,298
原材料及び貯蔵品	200,942	その他	28,994
その他	119,799	<b>固 定 負 債</b>	<b>634,986</b>
貸倒引当金	△196	退職給付引当金	115,436
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,391,824</b>	役員退職慰労引当金	231,537
<b>有形固定資産</b>	<b>2,037,922</b>	繰延税金負債	19,315
建物及び構築物	222,824	再評価に係る繰延税金負債	237,721
機械装置及び運搬具	23,871	リース資産減損勘定	2,314
土地	1,766,275	その他	28,661
その他	24,951	<b>負 債 合 計</b>	<b>828,491</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>50,245</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>303,656</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,342,264</b>
投資有価証券	301,825	資 本 金	1,966,818
長期前払費用	1,708	資 本 剰 余 金	1,334,518
その他	658	利 益 剰 余 金	267,514
貸倒引当金	△535	自 己 株 式	△226,588
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,383,912</b>	その他の包括利益累計額	213,156
		その他有価証券 評価差額金	33,686
		土地再評価差額金	278,760
		為替換算調整勘定	△99,290
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,555,420</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>4,383,912</b>

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

# 連結損益計算書

（平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,422,784
売 上 原 価		1,005,923
売 上 総 利 益		416,860
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		447,723
営 業 損 失		30,862
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	759	
受 取 配 当 金	5,296	
為 替 差 益	121,537	
そ の 他	17,577	145,169
営 業 外 費 用		
雑 損 失	947	947
経 常 利 益		113,359
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	494	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	295	789
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	128	128
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		114,020
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,107
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		108,913
当 期 純 利 益		108,913

（注） 千円未満は切り捨てにより表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年2月1日残高	1,966,818	1,733,491	△240,371	△226,368	3,233,570
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補	-	△398,972	398,972	-	-
当 期 純 利 益	-	-	108,913	-	108,913
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△219	△219
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△398,972	507,885	△219	108,693
平成25年1月31日残高	1,966,818	1,334,518	267,514	△226,588	3,342,264

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成24年2月1日残高	△2,609	278,760	△80,097	196,053	12,270	3,441,894
連結会計年度中の変動額						
欠 損 填 補	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	108,913
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△219
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	36,295	-	△19,192	17,103	△12,270	4,832
連結会計年度中の変動額合計	36,295	-	△19,192	17,103	△12,270	113,526
平成25年1月31日残高	33,686	278,760	△99,290	213,156	-	3,555,420

（注） 千円未満は切り捨ててにより表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,333,332</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>146,748</b>
現金及び預金	766,630	支払手形	1,134
受取手形	68,678	買掛金	78,804
売掛金	173,220	未払金	17,011
商品及び製品	73,168	未払費用	22,519
仕掛品	120,522	未払法人税等	10,100
原材料及び貯蔵品	48,557	賞与引当金	5,298
その他	82,776	その他	11,881
貸倒引当金	△221	<b>固 定 負 債</b>	<b>634,986</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,894,851</b>	退職給付引当金	115,436
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,885,939</b>	役員退職慰労引当金	231,537
建物	104,558	繰延税金負債	19,315
構築物	1,888	再評価に係る繰延税金負債	237,721
機械及び装置	3,519	リース資産減損勘定	2,314
車輛運搬具	228	その他	28,661
工具器具及び備品	5,732	<b>負 債 合 計</b>	<b>781,735</b>
リース資産	3,737	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	1,766,275	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,134,001</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>15,728</b>	資本金	1,966,818
ソフトウェア	215	資本剰余金	1,334,518
リース資産	15,356	資本準備金	1,334,518
電話加入権	156	利益剰余金	59,251
<b>投資その他の資産</b>	<b>993,183</b>	その他利益剰余金	59,251
投資有価証券	301,825	繰越利益剰余金	59,251
関係会社株式	54,141	<b>自 己 株 式</b>	<b>△226,588</b>
関係会社長期貸付金	633,662	評価・換算差額等	312,447
長期前払費用	1,708	その他有価証券評価差額金	33,686
その他	2,826	土地再評価差額金	278,760
貸倒引当金	△980	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,446,448</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,228,184</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,228,184</b>

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。



# 損 益 計 算 書

（平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		1,061,347
売 上 原 価		898,386
売 上 総 利 益		162,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		246,591
営 業 損 失		83,631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,756	
受 取 配 当 金	5,296	
受 取 リ ー ス 料	4,658	
為 替 差 益	138,534	
そ の 他	13,117	178,364
営 業 外 費 用		
リ ー ス 原 価	5,261	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	85	
そ の 他	946	6,293
経 常 利 益		88,439
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	760	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	295	1,056
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	25,134	25,136
税 引 前 当 期 純 利 益		64,358
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,107
当 期 純 利 益		59,251

（注） 千円未満は切り捨てにより表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年2月1日から  
平成25年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成24年2月1日残高	1,966,818	1,733,491	—	1,733,491	△398,972	△398,972	△226,368	3,074,969
事業年度中の 変 動 額								
資本準備金 の 取 崩	—	△398,972	398,972	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	△398,972	△398,972	398,972	398,972	—	—
当期純利益	—	—	—	—	59,251	59,251	—	59,251
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△219	△219
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	△398,972	—	△398,972	458,224	458,224	△219	59,032
平成25年1月31日残高	1,966,818	1,334,518	—	1,334,518	59,251	59,251	△226,588	3,134,001

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年2月1日残高	△2,609	278,760	276,151	3,351,120
事業年度中の 変 動 額				
資本準備金 の 取 崩	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	59,251
自己株式の取得	—	—	—	△219
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	36,295	—	36,295	36,295
事業年度中の 変 動 額 合 計	36,295	—	36,295	95,327
平成25年1月31日残高	33,686	278,760	312,447	3,446,448

(注) 千円未満は切り捨ててにより表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年3月15日

トミタ電機株式会社

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	山本操司 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	柴田芳宏 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トミタ電機株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トミタ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年3月15日

トミタ電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本操司 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田芳宏 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トミタ電機株式会社平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年3月18日

トミタ電機株式会社 監査役会  
常勤監査役 神谷 陽一郎 ㊟  
社外監査役 大田原 俊 輔 ㊟  
社外監査役 山本 庄 英 ㊟

以 上



## 株 主 メ モ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
定時株主総会の基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日
	中間配当を行うときは7月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および 全国各支店で行っております。
単元株式数	1,000株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 ( <a href="http://www.tomita-electric.com">http://www.tomita-electric.com</a> )